

車輛メンテナンス計画 .

(保守点検について)

- (ア) 日常点検 「日常点検記録表」により管理
- (イ) 3箇月点検 営業用貨物自動車に関しては「点検整備記録簿」を保管
- (ウ) 1年点検 営業用貨物自動車・自家用乗用自動車とも「点検整備記録簿」を保管

(点検体制について)

当社の「整備管理者服務規程」に依る(以下抜粋)

第4条(整備管理組織)

整備管理業務の組織は、次のとおりとする。

- (1) 業務部長は、整備管理業務を統括する。
- (2) 整備管理者は業務部長を補佐し、整備管理業務を処理する。
- (3) 補助者は整備管理者を補佐し、整備管理業務を処理する。ただし、重要な事項については、整備管理者の指示により処理する。
- (4) 社長は、業務管理組織図を作成し、各店長は本規程・運行管理規程・安全管理規程と共にファイルして保管する。

第5条(権限の附与)

法施行規則第32条に基づき、運行の安全を確保するため、整備管理者に対し次の権限を附与する

- (1) 法第47条に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 日常点検の結果、運行の可否を決定すること。
- (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施し、または実施させること。
- (4) 日常点検及び定期点検のほか、随時必要な点検を実施し、または実施させること。
- (5) 日常点検または定期点検もしくは前号の点検の結果、必要と認められる整備を実施し、または実施させること。
- (6) 定期点検及び前号の実施計画を定めること。
- (7) 法第49条に規定する定期点検整備記録簿、その他の点検または整備の記録簿への記載をし、または記載させ、これらの記録簿を保管すること。
- (8) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備要員、その他関係者の指導監督をすること。

株式会社カシックス